

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当曜日は、  
休日がとど  
る翌日）

平成6年8月30日

鳥取県知事 岩 風 咲 次

## 三 次

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

保安林の指定の解除（森林保全課）

公有水面の埋立ての免許の出願（漁港課）

◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのやめる病院等の指定の一報改正

開発行為に関する工事の完了（工事課）（都市計画課）

◇公安規則 派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一報改正

規則（地域課）

◇公安指示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇公 告 クリーリング師試験の実施（生活衛生課）

平成6年度後期技能検定の実施（労政・能力開発課）

## 告 示

### 鳥取県告示第六四一十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）第十三条规定  
一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定した  
たので、同条第一項の規定によつて告示する。

指定番号	種 別	図 書		類
		題 号	発行記号等	
5099	雑誌その他 の刊行物	J コミック 6月増刊号 ヤダ～撮るなんて	雑 誌 15152-06	表示された 発行所名
5100	〃	投稿ニヤンニヤン写真6月増刊号 人妻SUPERワイド	雑 誌 16748-06	（株）サンエー図書 出版
5101	〃	捕 わ れ の 身 一涙の章	ISBN 906176-0078	（株）日向書房
5102	〃	お 嬢 様 の 御 亂 行	N.O. 12	北 陽 出 版
5103	〃	め り め り つ 娘 オレンジ写真9増刊号	不 明	北 陽 出 版
5104	〃	ロ マ ノ 樹	ISBN-06-2532 B Q - 12	フ ラ ウ 一 出 版
5105	〃	素 人 娘 ホ ッ ト な 痴 憾 淫 亂 少 女 ハ ー ド 写 真 集	N.O. 11 G A - 7	北 陽 出 版
5106	〃	奥まで感じさせて 淫 亂 少 女 ハ ー ド 写 真 集	ジ ィ - エ - 出 版	
5107	〃	Z e p p i n 1994 4 No.12	雑誌コード 14443-4	株 式 会 社 ダイアプレス
5108	〃	美 肌 の 誘 惑	BOOK.NO. A N G - 2 0	D A N D Y . P L A N
5109	〃	F R A N K 0 4 1994 Apr il	雑 誌 17793-4	ビデオ出版
5110	〃	A P R I L 通 信 1994 5	雑 誌 01559-5	三 和 出 版 株 式 会 社
5111	〃	性 愛 俱 樂 部	ISBN-06-2532	フ ラ ウ 一 出 版
5112	〃	バ ナ ナ 通 信 1994 J U N	B Q 1 3 17591-6	株 式 会 社 ラ ン 出 版

5 1 1 3	"	T H E S U G A R	雑誌	(株)マガジン エンタテインメント
5 1 1 4	"	オレノジ通信	雑誌コード	株式会社 東京三世社
5 1 1 5	"	漫画ホンダ雑誌	02189-6 書誌コード	株式会社 大都社
5 1 1 6	"	ペンギンクラブ山賊版	18327-9 雑誌コード	辰巳出版(株)
5 1 1 7	"	キヤンデータイム	17973-9 雑誌コード	富士美出版(株)
5 1 1 8	"	C O M I C パビボ	17911-9 雑誌コード	富士美出版(株)
5 1 1 9	"	COMICキャンディータイム	03849-9 雑誌コード	富士美出版(株)
5 1 2 0	録画テープ	海賊版9月号	12877-9 雑誌コード	株アテナ映像
		ネエちゃん尻にも入つとるで	A S - 3 6 8	(株)アテナ映像

## 鳥取県告示第六百一十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

鳥取県知事 西 尾 昭 次

(「次の図」せ、省略)、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

## 鳥取県告示第六百一十九号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、(一)の旨の田から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び気高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成六年八月三十日

## 一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾昭次

鳥取県東町一丁目111〇

## 二 埋立区域

## (一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村西ノ切七〇五一六三及び七〇五一六〇の地先公有水面

## (二) 区域

次の1の地点から36の地点までを順次に直線で結んだ線及び36の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 酒津港東三号防波堤灯台(北緯三十五度三一分一〇秒、東経一二四度〇

五分二七秒)から二五六度四一分四五秒、一五一・〇九メートルの地点

2の地点 1の地点から二二一度四七分一二秒、四・〇一メートルの地点

3の地点 2の地点から二五五度〇三分五三秒、一四〇・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一九三度二四分五〇秒、四八・四九メートルの地点

農道用地とするため

## 一 解除に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中音字瀧山東平ラ四六四の一一・四六四の二九から四六四の二二一まで・字市ノ原奥五七五の一(以上八筆)について次の図に示す部分に限る。

## 二 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 三 解除の理由

5の地点	4の地点から二二六度三三分三一秒、四・八九メートルの地点	32の地点	31の地点から一三八度三五分四四秒、一・五八メートルの地点
6の地点	5の地点から二二九度五二分五三秒、二・六二メートルの地点	33の地点	32の地点から七六度五七分三六秒、一〇・九九メートルの地点
7の地点	6の地点から一八度二一分四〇秒、三・六七メートルの地点	34の地点	33の地点から一〇三度二一分二〇秒、二・〇八メートルの地点
8の地点	7の地点から一四四度〇六分〇六秒、三・三六メートルの地点	35の地点	34の地点から四六度三九分二九秒、二五・九五メートルの地点
9の地点	8の地点から一九四度二九分一九秒、三・四一メートルの地点	36の地点	35の地点から一二八度二七分四一秒、三・八三メートルの地点
10の地点	9の地点から二四七度五三分三一秒、三・七五メートルの地点	37の地点	36の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
11の地点	10の地点から三一八度三七分三〇秒、三・九九メートルの地点	38の地点	37の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
12の地点	11の地点から二七八度一〇分三五秒、三・八六メートルの地点	39の地点	38の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
13の地点	12の地点から二九〇度二六分〇四秒、二・八一メートルの地点	40の地点	39の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
14の地点	13の地点から一七二度〇〇分四三秒、〇・八六メートルの地点	41の地点	40の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
15の地点	14の地点から一七二度〇〇分四三秒、〇・八六メートルの地点	42の地点	41の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
16の地点	15の地点から二二二度〇一分四五秒、一・二〇メートルの地点	43の地点	42の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
17の地点	16の地点から一九二度四二分一八秒、五・三二メートルの地点	44の地点	43の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
18の地点	17の地点から一三九度〇五分一一秒、四・四八メートルの地点	45の地点	44の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
19の地点	18の地点から一〇六度二五分四七秒、四・二七メートルの地点	46の地点	45の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
20の地点	19の地点から一五度〇六分四〇秒、三・八〇メートルの地点	47の地点	46の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
21の地点	20の地点から一五度〇六分四〇秒、三・八〇メートルの地点	48の地点	47の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
22の地点	21の地点から七九度二三分二九秒、三・三〇メートルの地点	49の地点	48の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
23の地点	22の地点から九〇度一六分五一秒、三・〇六メートルの地点	50の地点	49の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
24の地点	23の地点から一五八度一八分四八秒、二・〇四メートルの地点	51の地点	50の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
25の地点	24の地点から一八三度三九分〇七秒、八・〇七メートルの地点	52の地点	51の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
26の地点	25の地点から一〇七度〇二分五三秒、三七・五三メートルの地点	53の地点	52の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
27の地点	26の地点から二一度四九分四二秒、一・一八メートルの地点	54の地点	53の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
28の地点	27の地点から三一度五〇分二七秒、三・一〇メートルの地点	55の地点	54の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
29の地点	28の地点から六三度〇六分四九秒、一・五一メートルの地点	56の地点	55の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
30の地点	29の地点から七五度一四分三六秒、一・五四メートルの地点	57の地点	56の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点
31の地点	30の地点から九一度一八分三六秒、一・七一メートルの地点	58の地点	57の地点から一〇〇度二二分二九秒、二・九九メートルの地点

(一) 位置  
氣高郡氣高町大字酒津字村西ノ切七〇五十六〇、七〇五十六二及び七〇五十六三番地の地内及び地先公有水面

(二) 区域  
次のアの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域  
アの地点 酒津港東三号防波堤灯台（北緯三五度三一分二〇秒、東經一三四度〇五分二七秒）から二五二度五八分五六秒、一二三・三七メートルの地点  
イの地点 アの地点から三四五度〇七分四五秒、六二・二三メートルの地点  
ウの地点 イの地点から二五五度〇七分四七秒、二二七・四一メートルの地点  
エの地点 ウの地点から一六五度〇五分五二秒、一〇九・七九メートルの地点  
オの地点 エの地点から一八一度二七分一二秒、一二四・一九メートルの地点  
カの地点 オの地点から一五〇度一九分一四秒、三九・二五メートルの地点  
キの地点 カの地点から五〇度二六分四九秒、三二・八一メートルの地点  
クの地点 キの地点から一〇六度二〇分三八秒、四二・一六メートルの地点  
ケの地点 クの地点から三一度〇八分三七秒、一六八・五〇メートルの地点

(三) 面積  
一〇、〇三八・九六平方メートル  
二七、九七一・六九平方メートル  
四 埋立地の用途  
埋立地の用途

五 漁港施設用地  
出願年月日  
平成六年八月二十一日

### 鳥取県告示第六百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年五月二十日 鳥取県指令受都計三一三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字宮ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市伊木二八二一二

株式会社サンホーム

代表取締役 近藤 茂

倉吉市伊木二八二一一

有限会社不動産センター

代表取締役 澤 幸憲

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月十一日 鳥取県指令受倉土維十第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字大瀬字金盛

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市伊木一九五一

有限会社藤原工務店

代表取締役 藤原仁美

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成六年八月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

特別養護老人ホームみどり園

東伯郡東伯町大字八橋一九三七

二の表ケアハウスみどり園の項の次に次のように加える。

## 公安委員会規則

## 公安委員会告示

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成六年八月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

## 鳥取県公安委員会規則第四号

平成六年八月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則（案）  
派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の若桜橋警察官派出所の項中「茶町」の下に「栄町の一部（一般国道五三号以北）、瓦町、南町」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取駅警察官派出所の項中「栄町、南町」を「栄町の一部（一般国道五三号以南）」に改め、「瓦町、行徳い、行徳ろ、行徳は」を「古市、行徳一丁目、行徳二丁目、行徳三丁目、吉成の一部（一般国道五三号以西）」に改め、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市大覚寺警察官駐在所の項中「吉成」を「吉成の一部（一般国道五三号以東）」に改め、「古市」を削り、同表の鳥取県倉吉警察署の竹田橋警察官派出所の項中「上余戸」の下に「虹ヶ丘町」を加え、同表の鳥取県倉吉警察署の項中「倉吉市上古川警察官駐在所（倉吉市上古川）」を「倉吉市上小鴨警察官駐在所（倉吉市鴨河内）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 鳥取県公安委員会告示第六十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十一条第三項の技術上の規格に適合して認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ナスカ	株式会社まさむら遊機
"	桃太郎	マルホン工業株式会社
"	コスマック	株式会社平和
"	ビュンビュンUF02	"
"	スーパーベビー	株式会社高尾
"	ストリートブラザーズSV	株式会社ソフィア
"	キャプテンマックEX	"
"	マジカルショット	"

鳥取県公示

平成6年8月30日 火曜日

"	玉の宮3	奥村遊機株式会社
"	C R チャンピオン2	"
"	NEWハンドラFX	"
"	スペースボール	"

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成6年8月30日

鳥取県知事 西 尾 巴 次

## 1 試験の日時

区 分	日	時
学科試験	平成6年10月21日(金)	午前10時から正午まで
実地試験	平成6年10月21日(金)	午後1時から

いずれの場合においても、持参又は郵送によること。なお、郵送は普通書留によること。

## 7 受験願書の添付書類

所定の受験願書2部に、次に掲げる書類を添付すること。

## ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので手写型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

## 3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。

(2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

- ア 洗濯物の処理に関する知識(薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け)
- イ 洗濯物の処理に関する技能(染み抜き及びアイロン仕上げ)

## 4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。)であること。

## 5 受験願書の受付期間

平成6年9月30日(金)から同年10月6日(木)まで(郵送による場合は、平成6年10月6日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。)

## 6 受験願書の提出先

鳥取県生活環境部生活衛生課(〒680-70 鳥取市東町一丁目220)又は県内各保健所

## 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定

欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

#### 9 試験会場に持参するもの

- (1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイヤシャツ（綿の混入率が35パー セント以上のものに限る。）

#### 10 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、平成6年11月2日（水）に発表するとともに、受験者全員に試験結果を通知する。

#### 11 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

- (2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部生活衛生課（電話0857-26-7185）又は県内各保健所に照会すること。ただし、文書によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

機械木工、金型製作、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、木工機械整備、型枠施工、鉄筋施工、配管、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、ファインセラミックス製品製造、テクニカルイラストレーション、機械、プラント製図、電気製図、塗装、樹脂接着剤注入施工、電子回路接続、バルコニー施工及び造園

#### 2 検定の等級

1の職種のうち、機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備及びパン製造については特級として、機械検査については特級、1級、2級及び3級に区分して、機械保全及び紳士服製造については特級、1級及び2級に区分して、プラスチック成形については特級及び3級に区分して、和裁、プリント配線板製造、テクニカルイラストレーションについては1級、2級及び3級に区分して、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工については単一等級として、造園については3級として、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

#### 3 検定方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

#### 4 試験の実施期日、実施場所等

##### (1) 実技試験

##### ア 実施期日

平成6年12月9日（金）から平成7年2月26日（日）までの間において、別途

鳥取県知事 西 尾 邑 次

##### イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

##### ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成6年11月30日（水）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

#### 1 検定を実施する職種

機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成型、さく井、鍛造、工場板金、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、和裁、

平成6年8月30日 火曜日

鳥取県公認

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

検定職種	実施期日
機械検査（1級、2級及び3級）、婦人子供服製造、紳士服製造 （1級及び2級）、木工機械整備、和裁、配管、型枠施工、鉄筋施工、造園及びプラスチック成形（3級）	平成7年2月5日（日）
機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、機械検査（特級）、機械保全（特級）、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備、紳士服製造（特級）、プラスチック成形（特級）、さく井、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、機械木工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、金型製作、農業機械整備、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、冷凍空気調和機器施工、塗装、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工。	平成7年2月12日（日）

内の消印のあるものに限る。)

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。  
なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。  
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受検申請ができる。

## 6 受検手数料等

## (1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料	手数料
機械加工	13,800円
金属プレス加工	13,800円
電気めっき	13,800円
仕上げ	13,800円
機械検査	13,800円

## イ 實施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階  
鳥取県職業能力開発協会

## (3) 受付期間

平成6年10月3日（月）から同月14日（金）まで（郵送による場合は、受付期間

機械保全	1級、2級及び3級	10,000円
電子機器組立て		13,800円
電気機器組立て		13,800円
油圧装置調整		12,000円
建設機械整備		13,800円
紳士服製造	特級	13,800円
	1級及び2級	12,000円

プラスチック成形 特級 3 級	13,800円	ガラス施工	13,800円
さく井	13,800円	テクニカルイラストレーション	8,500円
鍛造	13,800円	機械・プラント製図	8,500円
工場板金	13,800円	電気製図	8,500円
ロープ加工	13,800円	塗装	12,000円
半導体製品製造	13,800円	電子回路接続	13,800円
プリント配線板製造	13,800円	樹脂接着剤注入施工	13,800円
空気圧装置組立て	13,800円	バルコニー施工	13,000円
農業機械整備	12,000円	造園	13,000円
冷凍空気調和機器施工	13,000円	イ 学科試験の受検手数料	
婦人子供服製造	10,000円	(2) 納付方法	
和裁	9,000円	(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
木工機械整備	13,800円	(3) その他	
パン製造	13,800円	受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
菓子製造	13,800円		
建築大工	13,800円		
かわらぶき	13,800円		
配管	12,000円		
型枠施工	13,800円		
鉄筋施工	12,000円		
コンクリート圧送施工	13,000円		
防水施工	13,800円		
機械木工	13,800円		
カーテンウォール施工	13,000円		

(1) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成7年3月30日(木)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成7年3月31日(金)の鳥取県公報で公示する。  
8 その他  
技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7231)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。